

事件名：ネットオークション瑕疵担保責任 | 法分野：民法 瑕疵担保責任（570条）
 東京地方裁判所平成16年4月15日判決（判例時報1909号55頁）（簡裁からの控訴事件）

【事案の概要】

Y（個人）は、入札開始価格8000円でインターネット・オークションに中古車（「本件車両」）を出品。商品説明では、本件車両に複数の損傷があることに加え、「出品者がお車ですので、それぞれ見方、取り方が違うと思いますので低年式、中古車だということをご理解頂ける方のみ入札してください。ご理解頂けない方の入札、ご遠慮頂けますようお願いいたします。」と記載されていた。X（個人）は6万4000円で本件車両を落札し、落札後にYに対しタイミングベルトの修理代金を尋ねたところ10万円を超えるとの回答があったため、「しばらくは、だましましたまし？乗るようにします（笑）」等のやり取りをした上で、代金を支払い、本件車両の配送を受けた。ところが、本件車両には、商品説明で記載されていた損傷に加えて、ガソリントankのガソリン漏れ、センターマフラー欠落、電動ファンの錆、タイヤ劣化、右ウィンカー欠落その他の損傷があることが明らかとなった。XからYに対し、売主の瑕疵担保責任に基づき約77万円の損害賠償請求。原審（東京簡裁）は、これらの損傷は、落札価格の安さに照らして許容すべきものであるとしてXの請求を棄却。Xが控訴。

【争点】

本件損傷は民法570条にいう「瑕疵」に該当するか。該当する場合の損害額。

【争点に対する判断】（結論：請求一部認容）

判決は、民法570条の「瑕疵」とは、「売買の目的物が通常備えているべき性能などを備えていないこと」をいうとした上で、

中古自動車の売買においては、それまでの使用による損傷が生じることも多く、これを修理しない現況引渡しの場合には、買主の修理費用を見込んで売買代金が決定されるのが一般的であるから、買主が修理代金を負担することが見込まれている損傷については、当該自動車の瑕疵とはいえない。したがって、サイトに記載されていなかった損傷があったとしても、その他の損傷が明らかにされていること、サイトにおいて入札の際注意を促し、入札を控えるようコメントしていること、入札開始価格・落札価格がともに低いことに照らせば、サイトに記載された以外の損傷も存在することが予想された上で出品され、落札されたというべきである。オークション落札後のやり取りに照らせば、本件車両の落札価格を越える相当程度の出費が予想されており、Xもこれを覚悟していたことが窺える。したがって、ガソリントankのガソリン漏れ以外の損傷については、本件車両の走行それ自体が不可能であるとも危険を伴うとも解されず、目的物に予想または予定された範囲内であるといえるから、「瑕疵」に該当しない。

しかしながら、本件車両は、低年式の中古車であるとしても、本件際としては走行自体が不可能であるとか危険を伴うとかの記載はなく、かえって、走行それ自体には問題がないかのような記載がされていた。にもかかわらず、ガソリントankに相当程度のガソリン漏れが認められ、引火の危険性などからして安全な走行それ自体が困難であることは明らかであるから、そのような状態は、本件車両の落札価格の低廉さ、本件サイトの記載を考慮しても、中古車として予想される範囲を超える損傷であるから、「瑕疵」に該当する。そして、かかる瑕疵はサイト上に開示されていなかったため「隠れたる瑕疵」に該当する。

損害額としては、ガソリントankのガソリン漏れに必要な修理費用相当額として、3万円。

【コメント】

- ・オークションに出品される中古品については、商品説明で具体的に明記しなくても、価格や抽象的な記載等から総合的に判断して通常予想される損傷については、売買目的物の通常備えるべき性能の一部となり、瑕疵担保責任にいう「瑕疵」に該当しないとす点が注目される。民法572条には、「瑕疵」を知りながら告げなかった場合には瑕疵担保責任は免責されないと定められているが、引渡し後に判明した欠陥が「瑕疵」に該当しない以上は、知りながら告げなかったとしてもそもそも責任が発生しないこととなる。
- ・売買価格は、特に中古品の現況引渡しの売買では、売買目的物の備えているべき性能を判断する上で重要な要素の一つであるが、その目的物の購入の本来的目的（本件では自動車の安全な走行）が達成できない程度の損傷については、売買価格にかかわらず「通常備えているべき性能」を満たさず「瑕疵」に該当する、と判示していることは、一般論としては妥当である。しかし、実際には「瑕疵」に該当する本質的な欠陥であるかどうかの線引

きは難しい場合もあると思われる。

- ・したがって、オークションでは、できるだけ商品説明を明確に行うことが望まれる。